

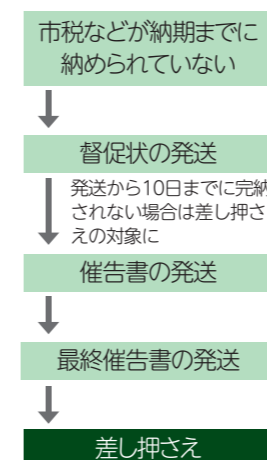
市税は納期内に

納税に困ったらまず相談を

◆問い合わせ
税務課納税係(名寄庁舎2階)
☎01654③2111
(内線3206~3208)

滞納処分までの流れ
市税等が納期までに納められなかった場合、納期から20日以内に督促状を発送します。督促状発送から10日までに完納されない場合は、差し押さえをしなければなりません。市では、督促状を発送してから約1カ月後に催告書を発送。さらにその1カ月後に最終催告書を発送しています。

督促状や催告書での納付がない場合、財産調査を行います。市役所で把握しているデータ(固定資産や軽自動車の状況など)をはじめ、金融機関に対し預貯金の残高照会、勤務先への給与支払照会など、さまざまな債権に関する調査を行い、調査の結果、財産を発見した場合は差し押さえを執行します。



差し押さえたの執行と公売の実施

税は法律に基づき市が自ら徴収することとなっていますので、自力執行権があります。滞納者へは調査権

に基づく財産調査を実施したうえで行政処分である「差し押さえ」を行います。差し押さえた対象は国税の還付金をはじめ、預貯金、給与、生命保険などのほか、家電製品や除雪機などの動産、土地・家屋などの不動産も含まれます。差し押さえた動産は、インターネット公売などで売却し、売上金を滞納市税などに充てています。

年度	差押(件数)	公売(点数)
H24	345	53
H25	434	25
H26	304	40
H27	290	7
H28	306	1
H29	234	16
H30	172	10

搜索には令状不要

滞納処分の一環として、差し押さえたのほかに「搜索」を実施する場合があります。実際に家や関係先を訪れ、法律に基づく権限により家屋内に職員が入り、全ての部屋を調査します。強制執行のため断ることはできません。搜索では預貯金通帳や帳簿の確認、家電製品や家財道具などの差し押さえを行います。車やバイクはタイヤロックをして差し押さえます。これらの搜索や差し押さえは、国税徴収法や地方税法に基づいて市に

事情がある場合は必ず相談を

催告書や最終催告書には納付期限を記していますが、その日までの納税相談も促しています。

滞納に至るまでの生活状況の変化は、相談がなければ把握することはできません。そのため把握できない場合は、滞納処分の手続きを進めることになってしまいます。

病気や失業、事業の廃止など、やむを得ない理由により、一時的に市税等を納期内に納めることが困難な場合は、必ず納期内に市役所税務課納税係まで連絡してください。生活状況を聞き取ったうえで、納税に関する相談を行っています。ただし、虚偽の申し出があった場合や納付計画を守らなかった場合は、滞納処分を行います。

事情がある場合は放置せず、まず相談してください。



便利で確実な口座振替を

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。一度の手続きで自動的に納期限日に指定口座から市税等が引き落とされるため、納め忘れを防止でき、納付に出かける手間も省けます。

手続きは市内金融機関窓口、郵便局窓口、市役所名寄庁舎税務課・風連庁舎地域住民課でできます。預貯金の通帳、お届印、納税通知書を持参ください。

クレジット収納できます

市では平成27年度からクレジット収納を始めました。パソコンやスマートフォンからインターネットを使って税金を納めることができます。決済はクレジット決済となり、支払いが可能な税金は次のとおりです。

- ①市道民税
- ②固定資産税・都市計画税
- ③軽自動車税
- ④国民健康保険税
- ⑤介護保険料
- ⑥後期高齢者医療保険料
- ⑦保育料
- ⑧市営住宅使用料

12月は納税推進強化月間

12月は多くの市税等の最終納期です。新たな滞納を発生させないためには、納期内納付が大変重要です。市では12月を納税推進強化月間と定め、納税に関する取り組みを強化しています。

◆夜間納税窓口

夜間納税窓口を通常の月より多く開催します。納税に関する相談を受け付けていますので、お気軽にご利用ください。夜間納税窓口は19時30分までです。市税等の納付もできますのでご利用ください。また、国民健康保険の窓口も開設しています。

◆税の書道展

小学生による税の書道展の作品を展示します。

◇イオン名寄ショッピングセンター
12月1日(日)まで

◇市民文化センター
(名寄地区の児童作品)
12月3日(火)~15日(日)

◇ふっれん地域交流センター
(風連地区の児童作品)
12月3日(火)~15日(日)

※駅前交流プラザ「よろこび」での展示は終了しました。

滞納処分に関するQ&A

Q&A

まさか、差し押さえられるなんて…「滞納が少額だから差し押さえられないだろう」と思っていませんか。金額の大小に関わらず差し押さえは行われます。

Q いきなり差し押さえをされた。何の連絡もない。

A 税は納期内納付が原則です。地方税法には「督促状を発送した日から10日を経過した日までに完納しないときは差し押さえしなければならない」と記されています。市では、督促後、催告書などを送付したうえで差し押さえを行っています。その間に相談する機会があったはずですが、いきなりではありません。

Q 勤務先に滞納を知られてしまった。

A 滞納している場合、勤務先への給与照会や給与差し押さえを行います。税は納期内納付が原則なので、滞納がある以上、地方税法の規定により調査や差し押さえを行わなければなりません。

Q コツコツためた貯金を差し押さえられた。なんてひどいことをするんだ。

A 税金を払わずに貯蓄するのではなく、まず納税を優先してください。※国税、地方税を問わず行政機関には差し押さえを行う権限が与えられています。

Q 自分より滞納額が多い人から差し押さえをしてほしい。

A 市は法律に従い業務を行っています。また効率の良い事務処理を目指しています。納期限を経過した場合は、滞納額に関わらず差し押さえを行います。

Q 払わないと言っていないのに差し押さえをされた。

A 払わないと言っていないという人をただ待つだけの対応では、納期内に納付している多くの方との公平性が保てられません。

Q 財産調査や差し押さえは個人情報保護法に違反していると思う。

A 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限を行使して調査をする場合、勤務先や銀行等、調査照会された機関は回答しなければなりません。

Q 借金があるから税金が払えない。

A 法律により、税金はすべての債務借金含むに優先すると定められています。よって、個人債務よりも税金が優先されます。

Q 国や市に対して不満があるので払わない。

A 納税は国民の義務です。ほとんどの市民は納期内に納付しています。不平や不満を理由として納付しないことは、きちんと納税している市民との公平性から許されるものではありません。事情がある場合は、まず窓口へ相談ください。